

市民自らの政策を持とう会

第 23 回 個人演説会

日時 2015 年 4 月 18 日 (土) 13:30-17:00

場所 岩国市福祉会館 第一会議室

弁士 大月純子氏 (岩国基地訴訟 事務局)

参加者 10 名

岩国基地裁判の意義と展望

岩国基地をめぐる、2008 年 1 月以来、4 つの裁判が提起されました。

<海の裁判>

2008 年 1 月 8 日 埋立承認処分取消請求訴訟 行政訴訟 (山口地裁)

2015 年 2 月 最高裁が上告を棄却

これにより、2013 年 11 月 13 日広島高等裁判所が言い渡した判決が確定。

2012 年 6 月 6 日に、山口地裁が出した「国には原状回復義務はない」との判断に対し、2013 年 11 月 13 日に広島高裁が、「国が埋立を行った場合、仮にその埋立の違法性が認められた場合は、国に対しても、原状回復義務がある」と判断して、山口地裁判決を一部変更したことを事実上、最高裁も是認したという意味で画期的な判決であると言える。

<空の裁判>

2009 年 3 月 23 日 岩国爆音訴訟 飛行差止、損害賠償、空母艦載機部隊などの移駐差止
民事訴訟 (山口地裁岩国支部)

2012 年 11 月 27 日 オスプレイの飛行差止訴訟提訴 民事訴訟

岩国爆音訴訟と併合審議される。

2015 年 2 月 5 日 第 30 回口頭弁論において弁論終結。

<山の裁判>

2009 年 7 月 31 日 愛宕山新住宅市街地開発事業認可取消処分取消請求訴訟 行
政訴訟、民事訴訟 (広島地裁)

現在、広島高裁で控訴審が係争中。

<テーブルの裁判>

2009 年 9 月 2 日 愛宕山開発等に係る市長協議報告書非開示決定取消請求訴訟
行政訴訟 (山口地裁)

2010年10月一部開示の判決で確定。

これらの裁判は、司法の役割を通して、硬直化した行政システムに風穴を開け、政治に市民の意志を反映させる大きな役割と意義があったと思います。

今回の演説では、裁判の提起以来、裁判事務の裏方として活躍された大月純子氏に、裁判の意義と今後の展望について語っていただきました。
個人演説のあと、参加者が自由に討論しました。